

○真岡市移住体験応援事業補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 27 日

告示第 56 号

改正 令和 2 年 7 月 1 日告示第 144 号

令和 6 年 1 月 31 日告示第 11 号

令和 8 年 4 月 1 日告示第 53 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を促進するため、市が実施する個別オーダーメイド型移住体験事業(以下「個別移住体験事業」という。)の参加者に対し、参加経費を補助することについて、真岡市補助金等交付規則(昭和 43 年規則第 2 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 真岡市移住体験応援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第 6 条第 1 項の規定による補助金の交付申請を行った日(以下「申請日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されておらず、かつ、本市への移住を検討していること。

(2) 本市へ移住を検討している理由が婚姻、転勤、進学等でないこと。

(3) 申請日において、申請者の年齢が 18 歳以上であること。

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 本人又はその属する世帯の世帯員が過去に補助金の交付を受けていないこと。

(6) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。ただし、同一世帯の同行者が複数いる場合は、当該同行者のうち 1 名に係る経費のみを対象とする。

(1) 個別移住体験事業への参加に当たり要した居住地と本市の往復の交通費であって、次に掲げる区分に応じてそれぞれ定めるもの(個別移住体験事業に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。)

ア 公共交通機関を利用する場合 当該公共交通機関の運賃

イ 自家用車を利用する場合 燃料費及び高速道路の利用料金

ウ レンタカーを利用する場合 その賃借料、燃料費及び高速道路の利用料金

(2) 個別移住体験事業への参加期間中に宿泊する市内の施設に係る賃借料、使用料又は宿泊費(宿泊費に朝食及び夕食に係る費用が含まれる場合は、当該費用を含む。次条におい

て「宿泊費」という。)。ただし、2泊3日を限度とする。

- (3) 個別移住体験事業の参加費

(補助対象外経費)

第4条 次の各号に掲げる費用については、補助対象経費としないものとする。

- (1) 個別移住体験事業の参加に必要と認められない個人的な支出
- (2) 前泊又は後泊に係る支出
- (3) その他補助対象経費として適当でないと認められる支出

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額の合計額とし、20,000円を上限とする。

- (1) 公共交通機関の運賃 実費の2分の1に相当する額 (上限5,000円)
- (2) 燃料費 1キロメートルにつき37円
- (3) 高速道路の利用料金、レンタカーの賃借料及び個別移住体験事業の参加費 実費
- (4) 宿泊費 1泊当たり、実費の2分の1に相当する額 (上限5,000円)

(補助金交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 本市担当職員等との移住・定住に関する面談を行うこと。
- (2) 別に定めるアンケートに回答し、市へ提出すること。
- (3) 本市が実施する移住・定住の促進に関する調査及び広報事業に協力すること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、真岡市移住体験応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一補助対象者につき1回限り行うことができるものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、真岡市移住体験応援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 9 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた日から 30 日以内に真岡市移住体験応援事業補助金交付請求書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第 6 条に定める条件に従わなかったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

改正文(令和 2 年告示第 144 号)抄

令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

改正文(令和 6 年告示第 11 号)抄

令和 6 年 2 月 1 日から適用する。

改正文(令和 7 年告示第 53 号)抄

令和 8 年 4 月 1 日から適用する。